

令和6年度版

宮崎県立延岡青朋高等学校定時制課程

いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、いじめ防止対策への取り組みが進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な問題が後を絶たない状況にある。また、情報技術の進展により、インターネットや SNS 上への書き込みによる誹謗中傷など、新たないじめ問題が生じて、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。このような中、改めて、全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本的な姿勢を共有し、組織的に対応することが求められている。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「宮崎県立延岡青朋高等学校定時制課程いじめ防止基本方針」として定める。

もくじ

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめに対する措置	
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	3
1 いじめ防止等のための組織	3
2 いじめの防止等に関する措置	3
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめに対する措置	
(4) ネット上のいじめへの対応	
3 その他の留意事項	8
(1) 組織的な指導体制	
(2) 校内研修の充実	
(3) 校務の効率化	
(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	
(5) 生徒会活動の活性化	
(6) 地域や家庭との連携について	
(7) 関係機関との連携について	
4 重大事態への対処	9
第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	9
1 基本方針の点検と必要に応じた見直し	9

【参考】資料1～5

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止に関する基本的な考え方

- 1 いじめは決して許さないという姿勢を示し、生徒や保護者への周知を図る取組をする。
- 2 いじめを受けている生徒をしっかり守る。
- 3 いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 4 本校からいじめの一掃を目指す。

（1）いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要である。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

（2）いじめの早期発見

いじめの問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意すると共に、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

（3）いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

なお、「いじめは決して許されないこと」「互いに認め合いながらいじめ問題を解決すること」等を加害者、観衆、傍観者についても指導を行う。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止のための組織

いじめを防止するため「いじめ不登校委員会」を適宜行う。またいじめ事案発生時は緊急に開催する。

【構成員】

副校長または教頭・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・教務主任・養護教諭・学年主任・関係学級担任

【活動】

- 1 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 2 学校いじめ防止プログラム、早期発見・事後対処マニュアルの作成と実施状況の確認
- 3 校内研修会の企画・立案
- 4 調査結果・報告等の情報の整理・分析
- 5 いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 6 要配慮生徒の指定、支援方針決定

2 いじめ防止に関する措置

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒同士が交流できる機会を、年間を通じて設ける。

- ① 学校行事を通して同学年・異学年交流の推進
- ② ボランティア活動の推進

(イ) 校内生活体験発表会・県生活体験発表会を通しいじめへの理解

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 学校生活を安定させるために、学校生活の中心である授業の充実を図る。

- ① 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- ② 職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努め、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指す。

(ウ) 教科やホームルーム活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

- ① 教科や情報モラル教育の時間設定
- ② 人権学習月間の設定
- ③ 外部講師による講演会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取り組みを進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- ①PTA 総会での学校の方針説明
- ②学校通信・学級通信を活用した、いじめ防止活動の報告
- ③延岡地区高等学校 PTA 後援会生活指導部連絡協議会の実施
- ④保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを見逃さないため、普段の情報を教職員及び保護者で共有する。

- ①生徒理解研修の実施
- ②生徒の普段の状況の把握と共通理解

イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気を作る。

- ①教育相談週間の設定
- ②ハートサポーター・特別支援教育コーディネーターに相談できることを周知する。

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

- ①学校独自のアンケートの実施(年2回・無記名式)
※集計後はいじめ不登校委員会を経て研修で共通理解を図る。また、気になる内容があれば、生徒指導部と教育相談で情報を収集する。

- ②県下一斉のアンケートの実施

エ いじめ不登校委員会において、上記相談やアンケート結果の他、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間で共有を図る。

- ①職員会議での情報の共有
- ②進級時の情報の確実な引き継ぎ
- ③過去のいじめの事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- ②いじめの事実について生徒指導主事等(いじめ不登校委員会を構成するいずれかの職員)及び管理職に速やかに通報する。
- ③いじめられている生徒や通報した生徒の安全確保を最優先とした措置をとる。

イ 情報の共有

「ア」の情報を共有する。

ウ 事実関係についての調査

- ①速やかにいじめ不登校委員会を開き、事実調査を行う。
- ②調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会に直ちに報告する。
- ③生徒及び教職員の聞き取りに当たっては、いじめ不登校委員会の職員の他、生徒が話をしやすい担当職員を選任する。
- ④必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。この場合、質問紙調査の実施により得られたアンケートは、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- ①専門的な支援などが必要な場合、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- ②被害生徒の安全を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適宜・適切な情報共有する。
- ③事実関係が把握された時点で、いじめ不登校委員会において、指導及び支援の方針を検討し、職員への提案又は管理職への提言を行う。
- ④指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校委員会で検討し、職員への提案又は管理職への提言を行う。
- ⑤指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた生徒とその保護者への支援

(いじめられた生徒への支援)

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ①安全・安心を確保する。
- ②心のケアを図る。
- ③今後の対策について、共に考える。
- ④活動の場等を設定し、認め、励ます。

(いじめられた生徒の保護者への支援)

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ①じっくりと話を聞く。
- ②苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ③親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

いじめた生徒への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることが出来るようにする指導を根気強く行う。

- ①いじめの事実を確認する。
- ②いじめの背景や要因の理解に努める。
- ③望ましい人間関係づくりに努める。
- ④自己有用感が味わえる集団作りに努める。

オ 関係機関への報告

- ①校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
- ②生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

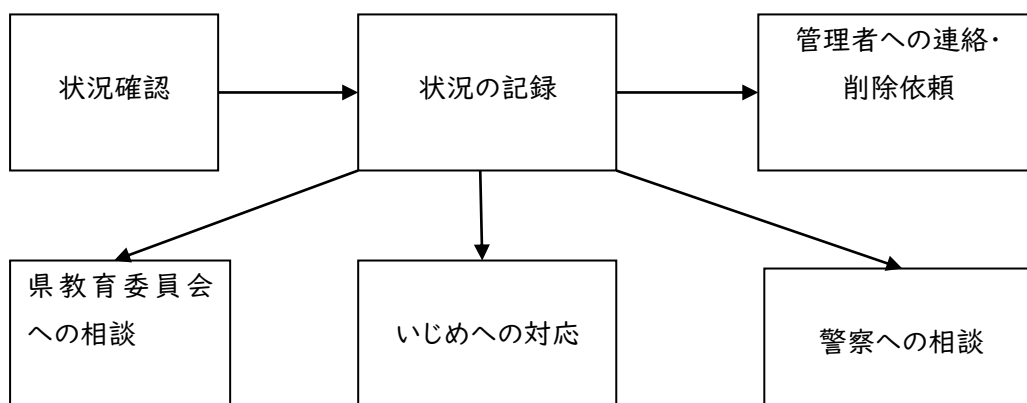
文字や映像を使い、特定の生徒の個人情報や誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、などがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- ①フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。(家庭内のルール作成など)
- ②教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ③生徒を対象としたケータイ安全教室などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施する。
- ④インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

- ①被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- ②不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず直ちに報告、いじめ不登校委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。また、アンケートに基づき生徒の共通理解を図る研修も実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことが出来るようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

学校におけるいじめの実態把握取組状況を点検すると共に、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」・「生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」・「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を目指す。

(5) 生徒会活動の活性化

生徒が中心となり、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や生徒同士で悩みを聞き合う活動などいじめ防止に関する取組を充実させる。

(6) 地域や家庭との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、家庭との一体的な対応をしていく。

(7) 関係機関との連携について

ア 教育委員会との連携

- ①関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ②関係機関との調整

イ 警察との連携

- ①心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ②犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ①スクールソーシャルワーカーの活用(県教育委員会への依頼)
- ②家庭の養育に関する指導・助言
- ③生徒の家庭生活・家庭環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ①精神保健に関する相談
- ②精神症状についての治療・指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告すると共に、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織(宮崎県いじめ問題対策委員会)に協力することとする。

ア 生徒の生命・心身又は財産に重大な被害がある場合

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②精神性の疾患を発症した場合
- ③身体に重大な障害を負った場合
- ④高額の商品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目処として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表

資料1

学校いじめ防止プログラム

宮崎県立延岡青朋高等学校定時制

月	防止			早期発見・早期対応		保護者・地域との連携
	学校行事	生徒が主体となる活動	職員が主体となる活動	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等	
4	○歓迎遠足 ○生徒専門委員会	・歓迎遠足による仲間作り ・学校内の問題点について話し合い ・生徒総会議案審議(各クラス)	・学校基本方針の確認と目標の共有 ・生徒理解研修での情報共有	・前期教育相談週間	いじめ不登校対策委員会による 生徒理解研修事前協議 ↓ 適宜、学年会を開催し、学年内の いじめ状況について学年で情報 共有と気になる状況については、 いじめ不登校対策委員会で協議	・命の大切さを学ぶ教室への参加 ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載
5	○命の大切さを学ぶ教室 ○PTA 総会 ○生徒総会		・命の大切さを学ぶ教室の実施による規範意識の向上教育 ・アンケートの分析と取組の改善の協議	・第1回アンケートの実施とそれに伴う教育相談		・PTA 総会 (基本方針の説明)
6	○県定通体育大会 ○校内生活体験発表大会	・校内生活体験発表大会原稿作成及び発表による生徒間理解				・学校通信でのいじめ防止活動報告
7	○研究授業週間 ○家庭訪問週間		・職員相互による授業研究及び授業改善 ・家庭訪問による保護者との情報交換			・家庭訪問による担任との情報交換
8	○家庭訪問週間 ○人権学習		・家庭訪問による保護者との情報交換 ・人権・同和教育研修及び人権学習			・家庭訪問による担任との情報交換
9	○人権学習 ○前期スポーツデイ(運動会形式)	・前期スポーツデイによる仲間づくりと絆づくり	・人権・同和教育研修及び人権学習		※緊急の事案については随時対策委員を開催	・前期スポーツデイへの保護者参加
10	○県生活体験発表大会 ○生徒専門委員会 ○文化祭	・県生活体験発表大会による人権意識の向上 ・学校内の問題点について話し合い ・文化祭での絆づくり	・生徒理解研修での情報共有	・後期教育相談週間 ・第2回アンケートの実施とそれに伴う教育相談 ・県アンケート	※アンケートの分析、取組の改善原案作成	
11	○生徒会役員改選	・生徒会立候補者による立ち会い演説会	・アンケートの分析と取組の改善の協議			
12						
1	○百人一首大会	・百人一首大会による生徒間親睦				
2	○予餞会	・生徒会が主体となり卒業生を送る会の企画、運営				
3	○後期スポーツデイ(球技大会形式)	・後期スポーツデイによる仲間づくりと絆づくり	・今年度の反省と次年度取組事項の協議	・中高連絡相談会への参加		